

令和5年 8月22日

川崎市議会議長 青木功雄様

中原区在住者

川崎競輪場で働く会計年度任用職員の年齢制限による違法な差別をやめ、雇用（再任用）の継続を求める陳情

陳情の要旨

川崎競輪場従事員の業務を直営から委託へ移行することを理由に、「川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱」第20条を適用して年齢制限(67歳)を行い、再任用に関して排除したことは、年齢差別を禁じた地方公務員法第13条、「総行公第196号 会計年度任用職員制度の適正な運用等について」などに違反しています。速やかに謝罪と不任用の撤回・職場復帰など、適正な対応を強く求めます。

陳情の理由

私は、臨時的任用職員制度から会計年度任用職員制度までの約30年間、川崎競輪場従事員として働き続けてきました。この間、公営事業部と働く環境改善について交渉を行ってきましたが、地方公務員法改正によって臨時職員は会計年度任用職員制度に移行することになりました。

高齢者の雇用環境改善のため、「川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱」第4条第3項の適用を求めてきましたが、本市は「令和2年3月23日付けで自治労神奈川競輪競馬労働組合及び川崎競輪自衛警備隊労働組合との間に労働協約である「確認書」を例外的に取り交わしている」ので、自治労神奈川競輪競馬労働組合にも川崎競輪自衛警備隊労働組合にも所属していない従事員も、労働協約は拡張適用されると主張し、令和3年3月末に67歳若しくは67歳以上の従事員は再任用されず、67歳未満の従事員は無条件及び非公募で再任

用されることになりました。

令和3年7月、本市の対応を不服とし、神奈川県労働委員会にあっせんの申立てを行い、あっせんは不調となりましたが、公益委員から「拡張適用」はできないことが言い渡されました。すると公営事業部は、特定の労働組合と協定した「確認書」を「川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱」第20条（適用除外）を適用して、例外的に取り交わしたものであり、この「確認書」を踏まえて67歳以下の従事員については非公募で再任用し、67歳若しくは67歳以上は再任用しないという定年を決め、全ての従事員に押し付けてきました。

会計年度任用職員に定年はありません。したがって、雇用の安定を図るため、「取扱い基本要綱」第4条に年齢に関係なく「応募、任用、再任用」が勤務成績等の能力評価で行われ、非公募で4回まで再任用することができると思います。

2022年（令和4年）12月に本市は、「確認書」そのものが年齢制限をし、禁じられている年齢差別を行っていることを総務省から指摘され、「地方公務員法における「平等の原則」に反しているので、適切な対応をするように」助言されています。

民営化の推進という中心課題、競輪場従事員の雇用安定、臨時職員時代の就業規則などを踏まえた上での「確認書」ではありますが、法や規則から逸脱した労働協約である「確認書」が認められるわけがありません。

本市は年齢制限をしたことを認めながら、総務省からの助言に対する適切な対応が全くされていませんし、姿勢も意思もありません。しかも昨年3月には定年を設定した同様の「確認書」を取り交わし、67歳定年により令和4年3月末には20名、令和5年3月末に2名が職を奪われ、令和6年3月末には6名が同様に職を奪われる状況があります。

市民生活を守り、福祉の向上という主たる目的を持つ行政が、労働者市民の生活が維持できないような違法状態をつくりだしていることは極めて深刻な状況と言わざるを得ません。

立法府の議会として違法状態を看過せず、高年齢労働者雇用や暮らしが危機的状況にあることにしっかりと目を向けて、直ちに是正するよう行政に直言することを強く望みます。